

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十四号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 総務省関係（第一条・第二条）

第二章 厚生労働省関係（第三条・第七条）

第三章 農林水産省関係（第八条・第九条）

第四章 経済産業省関係（第十条）

第五章 土地交通省関係（第十一条・第十二条）

附則 第一章 総務省関係
(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の三十八 第二百六十条の十九の二において「同じ」を加える。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすることができる。ただし、電磁的

員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議を定めるところによらなければならぬ。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十第三号中「認可」を「第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可」に改め、同条に次の一号を加える。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十四中「決定」の下に「及び合併」を加える。

第二百六十条の二十八第一項中「の日から二箇月以内に、少なくとも三回の」を「後遲滞なく、」

に、「二箇月を」を「二月を」に改める。

第二百六十条の三十一第一項中「財産は」の下に「破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き」を加える。

第二百六十条の四十中「においては」を「には」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十を第二百六十条の四十八とし、第二百六十条の三十九を第二百六十条の四十七とし、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十六とし、第二百六十条の三十七の次に次の八条を加える。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができるものとし、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第三項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に關し行政

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による前前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

(難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正)

第七条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「前項の規定により定められた指定医療機関の名称」を削る。

第十条第二項後段を削り、同条第三項中「行つたときは」を「行う場合において、必要があると認めるときは、当該支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該」に改める。

第三章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第八条 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十六条の四第一項中「第二十項、第九十条第四項」の下に「及び第七項」を、「として、」と「の下に「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない」とを、「土地改良事業」の下に「第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。」を加え、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め」とを削り、「得て」と「の下に「同条第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」とあるのは「第八十七条の五第一項」とを加える。

第四条第二項第一号中「導入すべき産業の業種その他」を削る。

第四章 経済産業省関係

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第十一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十九号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「(一)の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内にのみ販売所

を設置してその事業を行おうとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の

長」を加え、同条第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長(以下「経

済産業大臣等」という。」に改める。

第三条の二及び第四条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第六条中「(一)を「いずれかに」に、「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」

に改め、同条第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第二号中「当該都道府県

の区域内における販売所を廃止して、」を削り、「(一)の都道府県」の下に「又は(一)の指定都市」を加え、

「販売所を設置する」を「のみ販売所を有する」に改め、同条に次の一号を加える。

四 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域内に販売所を有することとなつたとき。

第八条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第十条第二項中「(一)を「いずれかに」に、「を受けた事業」を「若しくは指定都市の長の登録を受けた事業」に、「を受けたものに」を「若しくは指定都市の長の登録を受けたものに」に、「に同項の絏済産業大臣」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の同項」に改め、同項第一号中「都道府県知事」の下に「の登録又は指定都市の長」を加え、「とき」を「いつ

「とき 経済産業大臣」に改め、同項第二号中「同項の絏済産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた」を「次のイ又はロに掲げる」に「とき」を「とき 当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 第三条第一項の絏済産業大臣の登録、他の都道府県知事の登録又は指定都市(その登録に係る都道府県の区域外の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者 絏済産業大臣

ロ 第三条第一項の指定都市(イに規定する指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 都道府

県知事

第十条第二項第三号を次のように改める。

三 第三条第一項の指定都市の長の登録を受けた者が次のイ又はロに掲げる者の地位を承継したとき 当該イ又はロに定める者

イ 第三条第一項の絏済産業大臣の登録、都道府県知事(その登録に係る指定都市の区域を管轄しない都道府県知事に限る。)の登録又は他の指定都市(その登録に係る指定都市と同一の都道府県の区域内の指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 絏済産業大臣

ロ 第三条第一項の都道府県知事(イに規定する都道府県知事を除く。)の登録又は他の指定都市(イに規定する指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 都道府県知事

第十条第二項に次の二号を加える。

四 第三条第一項の登録を受けない者が、同時に、同項の絏済産業大臣の登録を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市(当該都道府県の区域外の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(当該都道府県が同一であるときを除く。)又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。)絏済産業大臣

五 第三条第一項の登録を受けない者が、同時に、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市(当該都道府県の区域内の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(当該指定都市が同一であるときを除く。)都道府県知事

六 第十条第三項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項、第十

九条第一項、第二十一項第二項、第二十二条及び第二十三条中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改める。

七 第二十四条第一項中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改め、同条第二

項中「都道府県知事又は絏済産業大臣」を「絏済産業大臣又は都道府県知事」に、「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改め、同条第三項中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改める。

八 第二十五条中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改める。

九 第二十六条中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に、「(一)を「いずれかに」に改める。

十 第二十六条の二中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改め、「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改める。

十一 第二十九条第一項中「都道府県知事」の下に「(一)の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販

売所の所在地を管轄する指定都市の長」を加え、同条第二項中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改める。

十二 第三十一條、第三十三條第一項及び第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十五条の二中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改める。

十三 第三十五条の三中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に、「(一)を「いず

れかに」に改める。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」）

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律）の一部改正に伴う経過措置

前に第十条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「旧液化石油ガス法」という。）の規定により都道府県知事がした登録等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧液化石油ガス法の規定により都道府県知事に對してされている登録等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が地方自治法第二百五十二条の十七第一項の旨を非ず（以下この条において「旨を非ず」とい

第十一條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（次項において「旧特定非常災害法」という。）第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長は、それぞれ第十二条の規定による改正後の建築基準法（次項及び附則第十四条において「新基準法」という。）第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

行なるべき者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の長となるものは、第三号施行日以後における第十条の規定による改正後の液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「新液化石油ガス法」という。）の適用については、新液化石油ガス法の相当規定により指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に付与する権限（以下この条において「特権」という。）

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされてい
る旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五
条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

2 都市の中に対ししてされた申請等の行為とみなす
第三号施行日前に旧液化石油ガス法の規定により都道府県知事に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第三号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新液化石油ガス法の相当規定により指定都市の長に対して届出その他の手続をしなければならない事項

第二十二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正
（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。）

についてその手続がされていないものとみなして、新液化石油ガス法の規定を適用する。
(下水道法の一部施行に伴う経過措置)

〔各条ノ第一項から第五項まで〕、「第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十七條の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に、「第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十七條の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第八十五条第五項及び第八十七条の三第五項中「被災者」とあるのは、

二条の規定による改正後の下水道法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する限り「」の規定によりされた国土交通大臣への届出とみなす）
（罰則に関する経過措置）

「避難住民等」と読み替えるものとする。
第二百三十一條中「第九条まで」を「第八条まで」に、「第八条及び第九条」を「及び第八条」に
改める。

第五条 この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十三条 東日本大震災復興特別区域法の一部改正
する。

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）
第七条　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八百八十一号）の一部を次のように改
正する。

第十七条 削除 第十七条を次のように改める。

第八条 **自衛隊法**（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。
第七条第四項中「第四項まで」を「第五項まで及び第八項」に改める。
（自衛隊法の一部改正）

第十四条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（次項において「旧復興特区法」という。）第十七条第一項の規定によりされている建築基準法第八条第一項第一号の「年月日」を「年月日」、同条第二項の規定によりして

第一百十五条の七中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「許可」と、同項本文を「許可」と、同法第八十五条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）」と、「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と、同法第八十七条の三第三項本文に、「読み替える」を「同条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と読み替えるに改める。

2
第基準法第八十五条第四項の許可の期間の延長は、新基準法第八十五条第五項の規定によりされて
いる許可の期間の延長のみなです。
附則第三条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧復興特区法第十七条第一項の規定に
よる建築基準法第八十五条第四項の許可の期間の延長に係る申請は、新基準法第八十五条第五項の
規定による許可の期間の延長に係る申請とみなします。
(新型インフレエンザ等対策特別措置法の一部改正)

(都市緑地法の部改正)
第九条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律）

律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)」を削り、「存続期間等」を「存続期間」に改める。
第八条を削り、第九条を第八条とする。

第三十一条の二第四項中「第八十五条第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十五条第一項本文及び第三項から第五項まで」に、「第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十七条の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に改め、「同法第八十五条第一項」の下に「及び第八十七条の三第一項」を加え、「非常災害区域等」〔〕を「同法第八十五条第一項中「非常災害区域等」〔〕に「同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と」を「同法第八十五条第五項及び第八十七条の三第五項中「被災者」とあるのは「都道府県の区域内における医療」と「建築物があるのは「医療施設が」と、同条第一項中」と改める。

(復興庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「は、なおその効力を有するものとし、当該復興推進計画」及び「計画の変更の認定(東日本大震災復興特別区域法第十七条第二項に規定する応急仮設建築物活用事業の期間の定めに係るものに限る。)」を削る。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち、住民基本台帳法別表第二の五の二十七の項の改正規定中「別表第二の五の二十七の項」を「別表第二の五の二十八の項」に改め、同法別表第三中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」の下に「六の四の項を六の五の項とし、「を加え、同法別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に一号を加える改正規定中「別表第五中」の下に「第七号の四を第七号の五とし、「を加える。

(全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条のうち住民基本台帳法別表第二の五の十一の項の改正規定中「別表第二の五の十の項」を「別表第二の五の十二の項」に改める。

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	金子 恭之
厚生労働大臣	後藤 茂之
農林水産大臣	金子原二郎
経済産業大臣	萩生田光一
国土交通大臣	齊藤 鉄夫
防衛大臣	岸 信夫